

さいたま市告示第 1 6 5 7 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 2 項の規定による道路を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成 1 3 年規則第 2 1 5 号）第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市浦和区北浦和三丁目 60 番 12、60 番 15、60 番 16、60 番 7 の一部、
60 番 8 の一部
- (2) 廃止の年月日 令和 7 年 1 0 月 2 8 日
- (3) 廃止の番号 第南廃 2 5 - 0 0 3 号
- (4) 道路の幅員 4 . 0 0 m
- (5) 道路の延長 2 2 . 1 1 m